

第7期北斗市障がい者福祉計画 第3期北斗市障がい児福祉計画

健康で安心して暮らせるぬくもりのある福祉のまちづくり



(R6.1 素案)

令和6年3月
北 斗 市

1 計画策定の背景

北斗市では、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、令和3年3月に「第6期北斗市障がい者福祉計画」及び「第2期北斗市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んできました。

近年の国の障がい者施策の動向や、北斗市の障がい者の現状と課題を踏まえるとともに、「第6期北斗市障がい者福祉計画」及び「第2期北斗市障がい児福祉計画」で定めた目標値及びサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障がい者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組の課題を整理・検証し、国の基本指針及び近年行われた障がい者制度改革を基に「第7期北斗市障がい者福祉計画」及び「第3期北斗市障がい児福祉計画」を策定するものとします。

2 計画の期間

市町村障がい者福祉計画は国の基本指針により3年を1期として作成することと基本としつつ、市町村が地域の実状等に応じて柔軟に期間設定することが可能となっています。

このため、本計画は上記を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間としています。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第6期障がい者福祉計画			第7期障がい者福祉計画			第8期障がい者福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

3 計画策定の体制

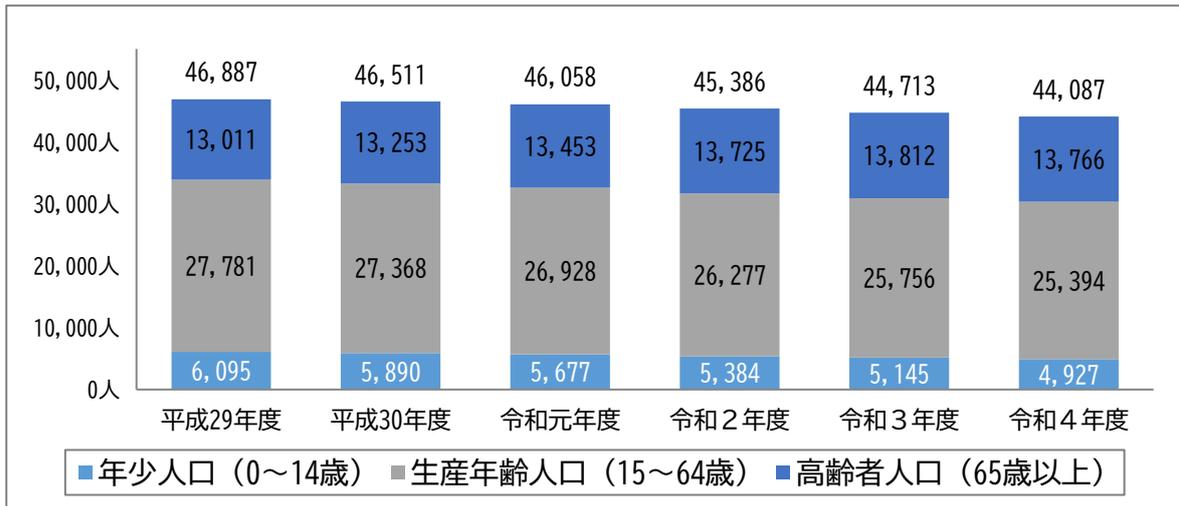
本計画の策定に当たっては、障がい者及び障がい児の福祉に関する事業所、障がい当事者団体、ボランティア団体、校長会、町会連合会、民生委員児童委員連合会、社会福祉協議会等の代表者で構成された、北斗市障がい者福祉計画策定委員会を設置し審議を重ねました。

4 障がい者を取り巻く状況

人口の状況

北斗市の総人口は、平成29年の46,887人から令和4年の44,087人と減少傾向にあります。年齢3区分別人口で見ると、0～14歳、15～64歳は減少傾向がありますが、65歳以上の高齢者人口は令和3年度までは増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

【年齢3区分別人口の推移】

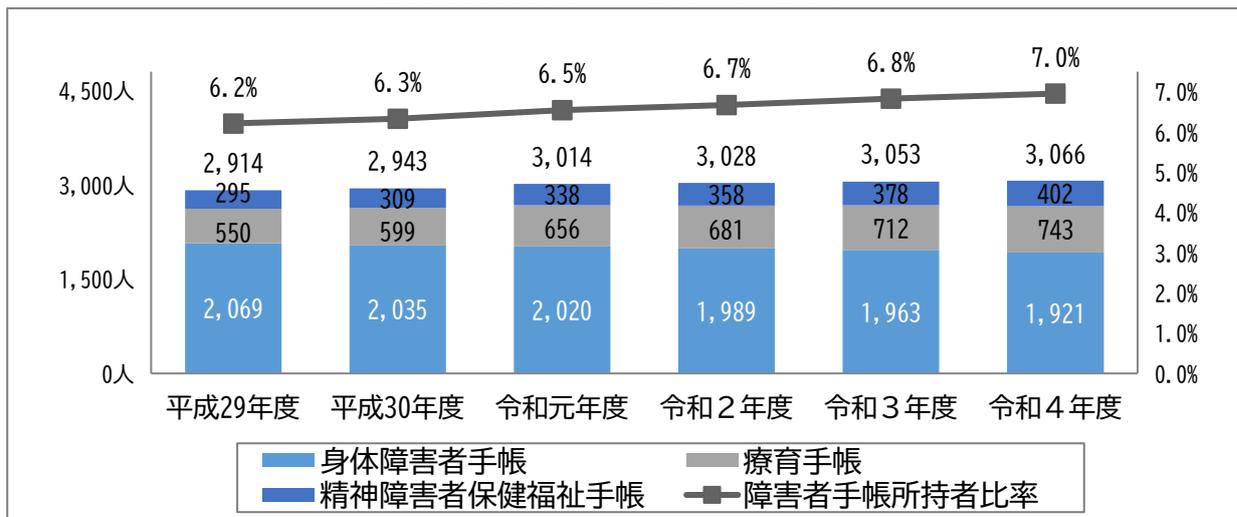


各年度3月末現在

各種障害者手帳の所持状況

障害者手帳所持者は、平成29年の2,914人から令和4年の3,066人と増加傾向で推移しています。また、総人口に対する障害者手帳所持者の比率も、平成29年以降増加傾向で推移しており、令和4年には7.0%となっています。

【各種障害者手帳の所持状況の推移】



各年度3月末現在

5 第7期障がい者福祉計画の成果目標

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

項目	目標値
令和4年度末の施設入所者数	110人
【見込】令和8年度末時点の施設入所者数	104人
【目標】令和8年度末時点の地域生活移行者数	7人
【目標】令和8年度末までの削減見込人数	6人

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

目標設定

保健・医療・福祉関係者による協議の場を年1回開催します。

【地域生活支援の充実】

目標設定

函館圏域では、令和2年度に地域生活支援拠点(あんしんネットワーク)の運用を開始し、地域の様々なニーズに対応できるサービスの提供体制の確保を図るため、コーディネーターを配置しており、協議会において毎年活動実績を報告・検証します。

【福祉施設から一般就労への移行等】

項目	目標値
令和3年度の一般就労移行者数	5人
令和8年度の一般就労移行者数	8人

目標設定

令和8年度中の就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数を、令和3年度の移行実績の1.28倍以上を目標とします。

一般就労への移行者数のうち、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型について、国の指針に基づき、目標値を設定します。(就労移行支援:令和3年度の1.31倍以上、就労継続支援A型:令和3年度の1.29倍以上、就労継続支援B型:令和3年度の1.28倍以上)

【相談支援体制の充実・強化等】

目標設定

基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の充実を図るとともに、関係団体で構成する協議会において個別事例の検討を行い、地域の支援体制の強化と活性化を図ります。

【障害福祉サービス等の質の向上】

目標設定

障がい福祉サービス等に係る研修やその他の研修へ市職員が参加することで、効果的、効率的なサービス提供についての知識を深めるとともに、事業者からの相談等に適切に対応します。また、障がい福祉サービス給付費に関し、請求審査に特化したシステムを新たに導入することで、給付費の適正化に向けた取り組みを行います。

6 障害福祉サービス等の見込量

【訪問系サービス】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,281	1,333	1,387
	人/月	63	64	65
重度訪問介護	時間/月	339	339	339
	人/月	3	3	3
同行援護	時間/月	49	56	63
	人/月	7	8	9
行動援護	時間/月	5	5	5
	人/月	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間/月	200	200	200
	人/月	1	1	1

【日中活動系サービス】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	5,148	5,192	5,236
	人/月	234	236	238
自立訓練(機能訓練)	人日/月	121	143	165
	人/月	11	13	15
自立訓練(生活訓練)	人日/月	23	23	23
	人/月	1	1	1
宿泊型自立訓練	人日/月	31	31	31
	人/月	1	1	1
就労選択支援 ※令和6年度より提供開始	人日/月	-	-	-
	人/月	-	-	-
就労移行支援	人日/月	272	306	340
	人/月	16	18	20
就労継続支援(A型)	人日/月	700	780	860
	人/月	35	39	43
就労継続支援(B型)	人日/月	3,078	3,135	3,192
	人/月	162	165	168
就労定着支援	人/月	1	1	1
療養介護	人/月	6	6	6
短期入所	人日/月	167	167	167
	人/月	13	13	13

【居住系サービス】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	2	2	2
共同生活援助	人/月	173	179	186
施設入所支援	人/月	108	107	106

【相談支援】

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域相談支援(地域移行支援)	人/月	1	1	1
地域相談支援(地域定着支援)	人/月	1	1	1
計画相談支援	人/月	294	299	304

7 地域生活支援事業の推進

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
相談支援事業	実施箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
自立支援協議会(函館市・七飯町と共同設置)	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人/年	5	5	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
手話通訳派遣事業	人/年	150	150	150
要約筆記派遣事業	人/年	5	5	5
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
介護・訓練支援用具	件/年	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	9	9	9
在宅療養等支援用具	件/年	6	6	6
情報・意志疎通支援用具	件/年	7	7	7
排泄管理支援用具	件/年	220	220	220
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	件/年	2	2	2
移動支援事業	時間/年	900	900	900
	人/年	17	17	17
地域活動支援センター事業 北斗市内	実施箇所数	1	1	1
	人/年	5	5	5

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業 近隣市町	実施箇所数	4	4	4
	人/年	7	7	7
訪問入浴サービス事業	実施箇所数	2	2	2
	人/年	6	6	6
日中一時支援事業	実施箇所数	7	7	7
	人/年	20	20	20
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	3	3	3
自動車改造費助成事業	件/年	2	2	2

8 第3期障がい児福祉計画の成果目標

【障がい児支援の提供体制の整備等】

目標設定
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためには、受け入れに対応するための基盤整備が必須となることから、児童発達支援センターの整備や保育所等訪問支援サービスの利用を促進します。
障がい児の地域支援体制の充実を図るため、利用者やその家族のニーズに応じて重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めていきます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、国の指針に基づき目標値を設定するとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を促進し、コーディネーターの配置人数の増員を目指します。

項目	令和5年度の状況	目標値
児童発達支援センターの設置	有	有
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	無	有(必要に応じ検討)
医療的ケア児の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	無	有
コーディネーターの配置人数	1人	年1人増員

9 障がい児通所サービス等の見込量

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	854	868	882
	人/月	61	62	63
放課後等デイサービス	人日/月	2,768	2,968	3,168
	人/月	173	186	198

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	1	1	1
	人/月	1	1	1
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1
福祉型児童発達支援	人/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	311	299	287

計画の推進に向けて

- 障がいのある方がいきいきと安心して生活できる環境づくりに取り組むため、地域における交流の場や身近な活動の場の整備など、地域における支え合いの強化を図るとともに、広報などによる障害への理解を促進するための情報発信や、ポスター掲示などによるヘルプマーク等の普及啓発、小中学生を対象とした心のバリアフリー教室を行うなど障害に関する理解を深めていく必要があります。
- 障がいのある方が必要な配慮を受けられ、また、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の元に社会に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるよう、体制・環境の整備を進めるよう努めます。
- 障害福祉サービス提供の持続可能な基盤づくりに取り組むため、各年度において計画に対する実績を把握し、その時々障害福祉施策や関連施策の動向、障がいのある方や地域の実情などを踏まえながら、計画の分析・評価(PDCA サイクル)を行い、サービス量などについて必要がある場合には、計画の見直しなどを実施します。
- 限りある人材の有効活用に取り組む中で、サービスの質を低下させずに現場の業務負担の軽減を図る観点からは、生産性の向上・業務効率化や人材の専門性の発揮等が重要です。事業所等と連携し、障害福祉サービスの提供に係る人材の確保及び現場における業務の効率化に取り組めます。

第7期北斗市障がい者福祉計画 第3期北斗市障がい児福祉計画 (概要版)

令和6年3月

発行:北海道北斗市

編集:北斗市民生部保健福祉課福祉サービス係

〒049-0192 北斗市中央1丁目3番10号

電話:0138-73-3111 FAX:0138-74-2510